

同意書

私は、タブレット端末を活用した ICT 教育推進のため、稲城市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）からタブレット端末等の貸与に際し、下記の事項を厳守します。

記

- 1 利用に際しては、別紙「稲城市教育委員会タブレット端末等活用のルール」に従います。
- 2 インターネットは、節度をもって利用し、児童・生徒の学校及び家庭における学習目的以外には使用しません。
- 3 貸与を受けたタブレット端末等を適切な管理のもと使用するとともに、これを譲渡し、貸与し、又は担保に供しません。
- 4 使用期間満了前であっても、教育委員会がタブレット端末等の返却を求めた際は、速やかに返却を行います。
- 5 貸与を受けたタブレット端末等については、学校及び家庭における学習にのみ使用します。万一、自己の過失や故意により生じた事故及びトラブル（インターネット上での課金などの料金支払い等）については、保護者において責任をもって対応します。
- 6 貸与を受けたタブレット端末等を破損・汚損・紛失した際は、原状に復帰するための一切の費用を負担します。

令和 年 月 日

稲城市教育委員会 殿

ラベル番号

使用者（児童・生徒）

氏名

学校名

年

組

借受人（保護者）

氏名

同意書

私は、タブレット端末を活用した ICT 教育推進のため、稲城市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）からタブレット端末等の貸与に際し、下記の事項を厳守します。

記

- 1 利用に際しては、別紙「稲城市教育委員会タブレット端末等活用のルール」に従います。
- 2 インターネットは、節度をもって利用し、児童・生徒の学校及び家庭における学習目的以外には使用しません。
- 3 貸与を受けたタブレット端末等を適切な管理のもと使用するとともに、これを譲渡し、貸与し、又は担保に供しません。
- 4 使用期間満了前であっても、教育委員会がタブレット端末等の返却を求めた際は、速やかに返却を行います。
- 5 貸与を受けたタブレット端末等については、学校及び家庭における学習にのみ使用します。
万一、自己の過失や故意により生じた事故及びトラブル（インターネット上での課金などの料金支払い等）については、保護者において責任をもって対応します。
- 6 貸与を受けたタブレット端末等を破損・汚損・紛失した際は、原状に復帰するための一切の費用を負担します。

ラベル番号
